

平成 25 年の不正薬物に係る摘発状況について

- ～名古屋港で船舶乗組員から大量の覚醒剤を 27 年ぶりに摘発～
- ～静岡空港で航空機旅客から初めての不正薬物を摘発～
- ～名古屋税関初の衣類等に染み込ませて隠匿したコカインを摘発～

平成 25 年に名古屋税関管内の海港や空港、外郵出張所において、摘発された不正薬物の実績をまとめましたのでお知らせします。

主な不正薬物^{*注1}の摘発件数は 26 件。覚醒剤・大麻等の押収量^{*注2}は約 13,492 グラム。向精神薬等の錠剤型薬物の押収量^{*注3}は 1,162 錠。摘発件数は、ほぼ前年並みであったが、押収量は、減少した。

種類別に見ると、覚醒剤については、摘発件数は前年を下回る 6 件であったが、押収量は、ほぼ前年並みの約 10,187 グラムであった。

大麻については、8 件、約 457 グラムを摘発した。

麻薬については、6 件摘発し、特にコカインを対前年比 10.5 倍の約 2,847 グラムを摘発したことにより、押収量は、前年を大きく上回った。

【摘発した 26 件の内訳】

	航空機旅客	国際郵便	商業貨物	船舶乗組員	合計
覚 醒 剤		4 件		2 件	6 件
大 麻	5 件	3 件			8 件
大麻草	3 件	1 件			4 件
大麻樹脂	2 件	2 件			4 件
麻 薬	1 件	5 件			6 件
向精神薬		5 件	1 件		6 件
合 計	6 件	17 件	1 件	2 件	26 件

*注 1: 主な不正薬物とは、覚醒剤、大麻、あへん、麻薬、向精神薬を指す。

*注 2: 覚醒剤・大麻等の押収量とは、重量で計上する覚醒剤、大麻、麻薬の合計重量を指す。

*注 3: 向精神薬等の錠剤型薬物の押収量とは、錠数で計上する麻薬、向精神薬の錠剤型薬物の合計数量を指す。

主な摘発事例（概要）

覚醒剤事犯

【事例 1】

平成 25 年 7 月、名古屋港において、カンボジア王国籍外国貿易船の船舶乗組員が黒色袋に入った覚醒剤約 10 キログラムを陸揚げし、不正に輸入した韓国人男性等を発見、摘発した。



■ 大麻事犯

【事例 2】

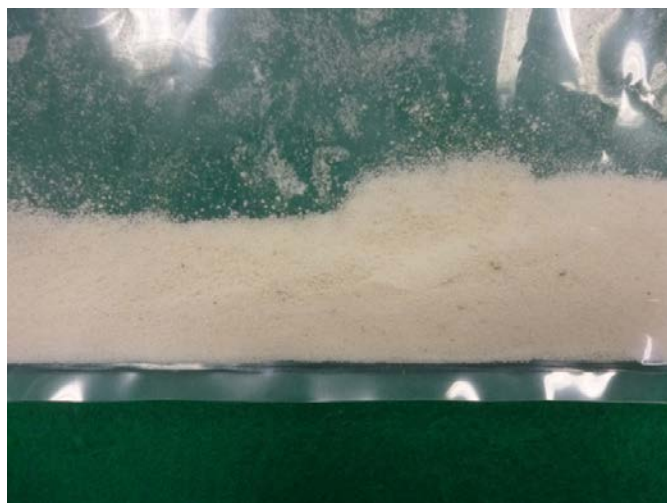
平成 25 年 1 月、清水税関支署静岡空港出張所において、中華人民共和国から入国した旅客が、スーツケース内及び体内に隠匿していた大麻樹脂約 448 グラムを不正に輸入しようとしたところを発見、摘発した。



■ コカイン事犯①

【事例3】

平成 25 年 4 月、中部外郵出張所において、ブラジル連邦共和国から到着した国際スピード郵便物 1 個から、ジャンパー中綿に浸み込ませて隠匿したコカイン約 970 グラムを発見、摘発し、更に、同じ名宛先に航空便でブラジル連邦共和国から送られた国際小包 1 個が、郵便局内に保管されていることを突き止め、毛布に浸み込ませて隠匿されたコカイン約 714 グラムを発見、摘発した。



■ コカイン事犯②

【事例 4】

平成 25 年 11 月、中部空港税関支署において、ボリビア多民族国から入国した旅客が体内に隠匿していたコカイン約 978 グラムを不正に輸入しようとしたところを発見、摘発した。



名古屋税関における主な不正薬物等の摘発実績

種類	年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	前年比(%)
覚醒剤	件	7	10	9	10	6	60%
	g	7,648	9,357	12,914	10,623	10,187	96%
大麻	件	3	5	5	9	8	89%
	g	258	10	5,223	10,139	457	5%
大麻草	件	3	4	4	3	4	133%
	g	258	4	1,019	17	8	45%
大麻樹脂	件	-	1	1	6	4	67%
	g	-	6	4,204	10,122	450	4%
あへん	件	-	-	1	-	-	-
	g	-	-	4,143	-	-	-
麻薬	件	5	6	3	3	6	200%
	g	3,374	4,443	93	270	2,847	10.5倍
	錠	6,745	999	779	400	30	8%
ヘロイン	件	-	-	2	-	-	-
	g	-	-	93	-	-	-
コカイン	件	4	4	-	1	4	400%
	g	3,374	4,443	-	270	2,847	10.5倍
MDMA等	件	1	-	-	-	-	-
	g	-	-	-	-	-	-
	錠	6,745	-	-	-	-	-
ケタミン	件	-	-	-	1	-	全減
	g	-	-	-	0	-	全減
メチロン	件	-	-	-	-	-	-
	g	-	-	-	-	-	-
	錠	-	-	-	-	-	-
その他の麻薬	件	-	2	1	1	2	200%
	g	-	-	-	-	0	全増
	錠	-	999	779	400	30	8%
向精神薬	件	8	6	5	5	6	120%
	g	-	-	-	-	-	-
	錠	4,890	1,858	2,755	2,085	1,132	54%
合計	件	23	27	23	27	26	96%
	g	11,281	13,810	22,372	21,033	13,492	64%
	錠	11,635	2,857	3,534	2,485	1,162	47%
銃砲	件	-	-	-	1	-	全減
	丁	-	-	-	1	-	全減
拳銃部品	件	-	-	1	1	-	全減
	点	-	-	1	1	-	全減

- (注) 1.税関が摘発した密輸入事犯に係る押収量の他、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものに係る押収量を含む。
2.覚醒剤は、覚醒剤及び覚せい剤原料の合計数量を示す。
3.MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計数量を示す。
4.ケタミンは、平成18年3月に麻薬及び向精神薬取締法に基づく「麻薬」に指定され、平成19年1月1日より施行。
5.メチロンは、平成19年1月に麻薬及び向精神薬取締法に基づく「麻薬」に指定され、同年2月3日より施行。
6.端数処理のため数値が合わないことがある。
7.数量の表記について、「0」とは0.5g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。
8.平成25年の数値は速報値である。